

高知大学動物実験委員会規則

平成 19 年 4 月 11 日
規 則 第 2 号

最終改正 平成 27 年 5 月 13 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学動物実験管理規則（以下「動物実験管理規則」という。）

第 4 条第 3 項の規定に基づき、高知大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において「動物実験等」、「施設等」、「実験動物」、「動物実験計画」、「動物実験責任者」及び「指針等」とは、それぞれ動物実験管理規則第 2 条第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 13 号に規定する動物実験等、施設等、実験動物、動物実験計画、動物実験責任者及び指針等をいう。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本学動物実験管理規則に適合していることの審議に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる学長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 3 人
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1 人
 - (3) 動物実験に携わらない学識経験者 2 人
- 2 委員長は、若干人の委員を指名することができる。
- 3 委員は、学長が任命する。
- 4 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第3号委員の1人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(担当事務)

第7条 委員会に関する事務は、研究国際部研究推進課及び医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は平成19年8月1日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条第1項第1号及び第3号により最初に任命された委員の任期は、第3条3項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 13 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日に、改正前の規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる委員として任命された者は、平成 27 年 6 月 1 日に改正後の規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる委員として任命されたものとみなす。
- 3 改正後の規則第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。